

## 妊婦のための支援給付に関するQ&A

R7.4.7作成

番号	項目	質問	回答
1	内容	妊婦のための支援給付とはなんですか。	<p>妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的としてつきのとおり給付するものです。</p> <p>(1) 1回目の申請…妊娠1回あたり5万円（現金）            (2) 2回目の申請…胎児一人あたり5万円（現金）            ※多胎児出産の場合は、5万円×胎児の数の支給となります。            ※出生した児の生年月日が令和7年3月31日以前の方は「出産・子育て応援事業」のホームページをご覧ください。</p>
2	対象者	対象者を教えてください。	<p>申請日時点で吹田市に住民票のある以下の方が対象です。  <b>【1回目申請】</b>            妊娠届出を提出した者（医師が「胎児心拍」を確認していること）            ※令和7年4月1日時点で妊娠しており出産応援ギフトの支給を受けていない者又は令和7年4月1日以降に妊娠届出をした者に限ります。</p> <p><b>【2回目申請】</b>            胎児の数の届出をした者            ※出産した児の生年月日が令和7年4月1日以降の方に限ります。            ※流産・死産となった場合は、その日が令和7年4月1日以降の方に限ります。疑義がある場合、医療機関へ問い合わせをすることあります。</p>
3	対象者	海外に出張しています。対象となりますか。	海外在住であっても、吹田市に住民票がある場合は、申請・届出をすることで対象となります。申請・届出を希望する場合は、すこやか親子室（メール： <a href="mailto:sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp">sukoyakaoyako@city.suita.osaka.jp</a> ）にご連絡ください。
4	対象者	海外で妊娠し帰国しました。対象となりますか。	海外で妊娠し、出産前に帰国した場合、住所地の自治体に妊娠届を提出し、申請・届出することで対象となります。
5	対象者	妊娠届出後に流産・死産となった場合は、妊婦のための支援給付の対象になりますか。	対象になります。2回目の給付申請も可能です。 申請用QRコードを郵送しますので、すこやか親子室（保健センター：06-6339-1214）にご連絡ください。
6	対象者	妊娠届出前に流産・死産となった場合は、妊婦のための支援給付の対象になりますか。	ホームページ掲載の証明書を医療機関に作成してもらつたうえで、提出していただければ、対象となります。提出書類確認後、申請用紙を郵送します。 ただし、胎児の心拍が確認されていなければ対象とはなりません。 なお、証明書作成費用は自費となります。ご了承ください。
7	対象者	妊娠届出・医療機関受診前に流産・死産した場合は、妊婦のための支援給付の対象になりますか。	妊娠12週以降の流産・死産は対象となります。任意の様式で医療機関の証明を提出してください。提出書類確認後、申請用紙を郵送します。 なお、証明書作成費用は自費となります。ご了承ください。
8	対象者	代理人が母子健康手帳の交付を受けた場合、妊婦支援給付の対象になりますか。	対象になりますが、代理人の方が母子健康手帳の交付を受けた場合は、後日妊婦本人の来所またはオンライン面談をお願いしています。面談はおおむね妊娠16週ごろまでに実施できるように吹田市電子申込システムで予約してください。
9	申請	妊娠検査薬で陽性と出たので、妊娠届を提出しても良いですか。	医師が「胎児心拍」を確認し妊娠の確定を受けた方の届出を受付けています。
10	申請	吹田市で妊娠届出時に面談を受け、その後他の自治体へ転出した。 この場合、吹田市と転出先の自治体のどちらへ妊婦のための支援給付を申請すれば良いですか。	申請日時点で住民票のある自治体でしか申請できませんので、転出先自治体へ手続きを確認して下さい。
11	申請	申請期日はいつですか。	<p><b>【1回目申請】</b>            医療機関で胎児心拍が確認された日から2年</p> <p><b>【2回目申請】</b>            出産予定日の8週間前の日から2年</p> <p>※流産等の場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日から2年</p> <p>ただし、いずれの場合も申請忘れや申請用QR紛失等の恐れがあることから、申請用QR受領後お早めに申請してください。</p>

番号	項目	質問	回答
12	申請	申請者(妻)とは別の口座(夫)に振り込んでもらうことは可能ですか。	振込口座は、対象者（妊婦）の口座に限り、代理人への振り込みはできません。 ただし、申請は代理人によることも可能です。
13	申請	対象者（妊婦）の名義の口座がありません。どのようにすればいいですか。	すこやか親子室（保健センター：06-6339-1214）にご連絡ください。後日、申請用紙を郵送します。 申請後審査し、問題なければ現金を手渡しで給付します。この場合も受け取りは対象者（妊婦）本人である必要があります。 また、申請後2カ月ほど時間がかかります。指定した受取日に、身分証明書を持参のうえ、吹田市すこやか親子室までお越しください。
14	申請	口座名義が旧姓となっています。名義変更が必要でしょうか。	旧姓の場合については、そのままでも振込可能です。 ただし、申請月の翌々月末までに振込予定であり、申請後振込までに口座名義を変更すると、振込が行えません。その場合は必ず口座名義変更の旨をすこやか親子室（保健センター：06-6339-1214）までご連絡ください。
15	申請	里帰り出産先でも申請することは可能ですか	里帰り先で出生届出後に、助産師等による家庭訪問等の面談を受けることで、申請することは可能です。詳しくはホームページをご確認ください。 ※面談を実施しなくても、妊婦のための支援給付の申請は可能です。面談を希望されない場合は吹田市すこやか親子室（保健センター：06-6339-1214）までご連絡ください。
16	給付	現金はいつ振り込まれますか。	申請月の翌々月末までにお振込みの予定です。 ※申請に不備がない場合の標準的なスケジュールです。 ※不備がない場合は認定兼振込通知を、不備があり不受理とした場合は却下通知を電子申込のメールで送付します。